

令和7年度
第6回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和7年9月24日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和7年度第6回八幡平市農業委員会総会議事録						
告 示 年 月 日	令和7年9月17日					
告 示 事 件	別紙告示写しのとおり					
招 集 年 月 日	令和7年9月24日					
招 集 場 所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和7年9月24日 13時30分			議 長	三 浦 美恵子
	閉 会	令和7年9月24日 13時55分			議 長	三 浦 美恵子
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出 席 11名 欠 席 8名 凡 例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 △ 遅 延 ● 退 席 × 不応招	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席
	1	小山田 和 義	○	11	竹 田 和 夫	○
	2	國 司 功	○	12	大 森 直 子	○
	3	高 橋 栄 光	○	13	田 村 昭 雄	▲
	4	竹 田 憲 治	▲	14	中 村 一 彦	▲
	5	齊 藤 由希子	▲	15	三 浦 隆	○
	6	古 川 美枝子	○	16	工 藤 嘉 充	▲
	7	向久保 勉	▲	17	伊 藤 始	○
	8	熊 澤 威 人	▲	18	松 村 勝 彦	○
	9	元 木 昭 彦	○	19	三 浦 美恵子	○
	10	阿 部 正 光	▲			

議 事 録 署 名 委 員	議席番号 9 番	元 木 昭 彦	議席番号 11 番	竹 田 和 夫
八幡平市農業委員会会議 規則第 1 4 条第 1 項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事 務 局 長	高 橋 誠		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	松 尾 竜 也		
	農地調整係主任	恩 賀 ひとみ		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

ご着席願います。

（全員着席）

本日、欠席となる委員の報告をいたします。総会資料の2ページをお開き願います。

議席番号4番竹田憲治委員仕事のため、議席番号5番齊藤由希子委員仕事のため、議席番号7番向久保勉委員仕事のため、議席番号8番熊澤威人委員別会議出席のため、議席番号10番阿部正光委員仕事のため、議席番号13番田村昭雄委員仕事のため、議席番号14番中村一彦委員仕事のため、議席番号16番工藤嘉充委員仕事のためと連絡をいただいております。

以上8名の欠席となっており、出席委員数は19名中11名となります。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（三浦会長）

ただ今から、令和7年度八幡平市農業委員会第6回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中11名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（三浦会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、議席番号9番元木昭彦委員と議席番号11番竹田和夫委員を指名します。

3 報告

議長（三浦会長）

次に、事務局から第6回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

会資料3ページをお開き下さい。

第6回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり4項目の報告及び連絡、4項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3 報告・連絡事項となります。

1 項目め。令和 7 年 9 月以降の主な会議 行事等日程について

2 項目め。令和 7 年度第 6 回総会について

3 項目め。令和 7 年度就農相談会（第 2 期）アドバイザーの派遣について

4 項目め。令和 6 年度業務報告書について

以上、4 項目の内容について、事務局から説明を行いました。

続きまして、4 協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。次回運営委員会の開催時間について

協議を行った結果、10 月 8 日午前 9 時 30 分に決定となりました。

2 項目め。令和 7 年度関係行政機関等（市）に対する意見について（再協議）

先月の農業委員会議で、意見案を提案された委員 1 名から今回の意見案を提出するに至った経緯と、考えを説明してもらい、新規の意見（案）3 項目を既存の意見に追加する方向で事務局案を作成するとされましたが、三浦会長の指示により今後の対応を次回運営委員会で協議することとなりました。

内容について協議を行ったところ、運営委員より多数の意見が出され 6 ページの下側に記載した通りとなりました。

3 項目め。令和 7 年度岩手県農業委員会大会の参加について

内容について協議を行ったところ、次のページの上側に記載した通りとなりました。

4 項目め。令和 7 年度先進地視察研修の実施について

内容について協議を行ったところ、このページの下側に記載した通りとなりました。

以上、4 項目の内容について事務局から説明を行いました。改めて事務局より「2 項目め」の説明を本日の農業委員会議の協議事項で行い、残る「3 項目めと 4 項目め」の説明を委員合同会議の報告・連絡事項で行う事としております。

続きまして、5 情報提供等となります。

松村委員長代理より 1 件の質問が出され、運営委員会の間で情報交換が行われました。

その後に運営委員から 1 件の質問が出され、事務局で資料を作成し来月の運営委員会に提出することとしました。

なお、事務局からの情報提供等はありませんでした。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和 7 年度第 6 回運営委員会において協議決定したので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。令和 7 年 9 月 24 日、運営委員長（会長）三浦美恵子。

以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。

事務局（松尾農地調整係長）

それでは、総会資料の 9 ページをご覧ください。

令和 7 年 8 月 25 日から令和 7 年 9 月 23 日までの業務報告をさせていただきます。

まる 1 番からまる 2 番までは先月の総会内容、まる 3 番は 5 月の総会内容となります。まる 4 番はこの 1 ヶ月の相続人変更の申請の数です。

次に、まる 5 番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は 9 月 12 日の金曜日でございます。9 件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は農業委員の 13 番委員田村昭雄委員、農業委員の 15 番委員三浦隆委員、推進委員の西根北地区の 3 番委員田村光幸委員、推進委員の松尾地区の 5 番委員高橋栄悦委員、推進委員の安代地区の 3 番委員三浦義春委員の 5 名でございます。

また、事務局からは私と恩賀主任の 2 名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、まる 6 番の農地のあっせん申出状況を報告します。令和 7 年 8 月 16 日から令和 7 年 9 月 15 日までの間で、あっせんの申出は 2 件となっております。

業務報告は以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ち、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問等がある方は、挙手の上、議長の許可を得てから、議席番号・氏名を申し述べて、質問するようにお願いします。

また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

4 議事

議長（三浦会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

初めに議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を

議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の２ページをご覧ください。今月の申請は６件です。

関係資料１ページから２ページにあります審査項目一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号１：田頭第３１地割８３田１,００８㎡を含む１４筆１１,１３７㎡です。

経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。

申請地は今まで譲受人が保全管理及び水稻と野菜を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号２：大更第２３地割２１-１田２,９５８㎡を含む６筆８,３６０㎡です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が保全管理及び水稻を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号３：大更第４６地割９１-３畑１８２㎡を含む９筆７,２７８㎡です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人が賃貸借契約していた農業者が保全管理及びりんどうを作付しており、権利取得後は野菜を作付予定です。

申請番号４：田頭第１地割４９-４９田７５２㎡です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が水稻を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号５：平笠第１６地割４１田５５９㎡です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が保全管理しており、権利取得後は水稻を作付予定です。

申請番号６：松尾寄木第３３地割２８-１田６６５㎡です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人が保全管理しており、権利取得後は野菜を作付予定です。

なお、譲受人は取得農地に隣接する空き家をあわせて取得予定で、そこを拠点に営農予定です。

次の３ページ以降に申請筆別明細を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員三浦義春委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（三浦義春委員）

推進委員２５番の三浦義春です。よろしくお願いいたします。

申請番号１番ですが、位置は、田頭小学校から北へ約１.７ｋｍ以内に点在しています。

現況は、一部は保全、その他は水稻と野菜が作付されておりました。

申請番号２番ですが、位置は、西根中学校から南へ約９００ｍ以内に点在しています。

現況は、一部が保全、その他は水稻が作付されておりました。

申請番号３番ですが、位置は、ＪＲ東大更駅から北東へ約１.２ｋｍ以内に点在しています。

現況は、保全されておりました。

申請番号４番ですが、位置は、西根インターチェンジから北へ約１.３ｋｍの地点です。

現況は、水稻が作付されておりました。

申請番号５番ですが、位置は、平笠小学校から南東へ約１.１ｋｍの地点です。

現況は、保全されておりました。

申請番号６番ですが、位置は、寄木小学校から東へ約９００ｍの地点です。

現況は、保全されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第１号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）

無い様なので、質疑・討論を終わります。これより、議案第１号を採決いたします。この案件について、原案のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第１号『農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、原案のとおり『可』とすることに決定いたしました。

○議案第２号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第２号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の 6 ページをご覧ください。今月の申請は 3 件です。

関係資料 3 ページ以降にあります申請一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号 1：松尾寄木第 5 地割 58 畑 2,973 m²です。現況は、原野化しています。

申請者は、消費貸借契約における保証人として、当時、申請地を取得しましたがその後、自身が職務多忙であることなどから、平成 7 年ころから放置していたということです。

申請番号 2：寺志田 207-5 畑 376 m²を含む 2 筆 1,569 m²です。現況は、山林化しています。

申請地は、J R 花輪線線路脇にあり、耕作不便であることから平成 7 年ころから放置していたということです。

申請番号 3：小柳田 298-4 田 78 m²です。現況は、宅地化しています。

申請地は、平成 14 年頃、隣地に住宅を建てる際、越境して整備してしまったということです。

以上、今回申請は、農地法の適用を受けない土地として判断できると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員三浦義春委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（三浦義春委員）

はい、報告申し上げます。

申請番号 1 番ですが、位置は柏台小学校から北東へ約 3 km の地点です。現況は、原野化しておりました。

申請番号 2 番ですが、位置は J R 荒屋新町駅から南西へ約 1.8 km の地点です。現況は、山林化しておりました。

申請番号 3 番ですが、位置は安代インターチェンジから北東へ約 650 m の地点です。現況は、宅地化しておりました。

今回の農地は、非農地化されてから 20 年以上経過し、農地への復旧が困難であることから、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 2 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(委員からの発言なし。)

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 2 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、議案第 2 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、原案のとおり『可』とすることに決定いたしました。

○議案第 3 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第 3 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の 8 ページから 24 ページをご覧ください。

今月の申請は、賃貸借権設定 20 件、使用貸借権設定 33 件の合計 53 件です。

賃貸借権設定のうち 13 件、使用貸借権設定のうち 27 件は更新、その他 13 件は新規の申請です。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号 1 番～ 8 番は西根南地区に係る申請です。

申請番号 9 番～12 番は西根北地区に係る申請です。

申請番号 13 番～18 番は松尾地区に係る申請です。

申請番号 19 番～20 番は安代地区に係る申請です。

次に、使用貸借権設定です。

申請番号 21 番～32 番は西根南地区に係る申請です。

申請番号 33 番～40 番は西根北地区に係る申請です。

申請番号 41 番～53 番は松尾地区に係る申請です。

以上、各申請とも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第 3 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(委員からの発言なし。)

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第3号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（13時55分）

議長（三浦会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第6回八幡平市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。

相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

ありがとうございました。ご苦勞様でした。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年10月21日

会 長 _____

9 番委員 _____

11番委員 _____

令和 7 年度

第 6 回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和 7 年 9 月 24 日（水）午後 1 時 30 分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - （1） 第 6 回運営委員会報告
 - （2） 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第 2 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
- 5 閉 会